

嘱託職員の通勤費弁償報酬取扱要領

1 用語の意義

- (1) 通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。
- (2) 交通機関とは、鉄道・軌道・一般乗合自動車等で運賃等を徴して交通の用に供するものをいう。
- (3) 通勤距離とは、一般に利用しうる最短の路線の長さによるものとする。

2 通勤費弁償報酬は、次に掲げる者に支給する。（以下「支給要件」という。）

- (1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃等を負担することを通例とし、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、1日の勤務時間が3時間以上で、週5日以上勤務する者
- (2) 通勤のため自動車および自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、1日の勤務時間が3時間以上で、週5日以上勤務する者
- (3) (1)または(2)に準ずる者として、市長が認める者

3 支給額

- (1) 報酬（基本報酬）が月額のもの 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第15号。以下「条例」という。）第13条第1項に定める職員の例に準じて求めた額とする。
- (2) 報酬（基本報酬）が日額のもの 条例第13条第1項に定める職員の例に準じて求めた月額を21で除した額とする。
- (3) 条例改正に伴う通勤費弁償報酬の改定により、支給額が変更となる場合は、前2号の規定にかかわらず、改正後の条例の施行期日以後最初の4月1日から適用する。

4 支給の始期等

- (1) 報酬（基本報酬）が月額のもの
支給要件を具備された日とその月の初日であるときは、その月から支給し、2日以降の日であるときは、その月の翌月から支給する。
ただし、その届け出がその事実の生じた日から15日を経過した後

れたときは、その届け出を受理した日とその月の初日であるときは、その月から支給し、2日以降のときは、その月の翌月から支給する。

(2) 報酬（基本報酬）が日額の者

支給要件を具備する日から支給し、支給要件を欠くに至った日で終わる。

ただし、その届け出がその事実が生じた日から1週間を経過した後にされるときは、その認定日から支給する。

5 報酬（基本報酬）が月額である者についての支給制限

欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間に全日数にわたって勤務しないときは、支給しない。

6 届け出

嘱託職員は、支給要件を具備するに至ったときおよび欠くに至ったときは、すみやかに一般職の職員の通勤届様式により任命権者に届け出なければならない。

7 事後の確認

主管長は、現に通勤費弁償報酬の支給を受けている者については、その者が支給要件を具備するかどうかについて、随時調査しなければならない。

8 雑則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

9 施行期日

昭和52年 4月 8日から適用する。

昭和54年10月 1日から適用する。

昭和56年 1月 1日から適用する。

昭和57年 8月 1日から適用する。

昭和59年 8月 1日から適用する。

昭和61年 9月13日から適用する。

昭和63年10月 1日から適用する。

平成 8年 4月 1日から適用する。

平成17年 4月 1日から適用する。

平成26年12月 9日から適用する。